

所属所長 様

公立学校共済組合大阪支部長

組合員及び被扶養者の個人番号に係る事務手続について（通知）

地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正（平成 29 年 1 月 1 日施行）により、組合員の資格取得及び被扶養者の認定申告時において、新たに個人番号が必須項目となりました。

つきましては、個人番号に係る事務手続について、下記のとおり行っていただきますようお願いいたします。

記

1 組合員の資格取得時の手続について

- (1) 別添「組合員個人番号報告書」に個人番号その他必要事項を組合員に記入させ、内容を確認してください。
- (2) 組合員資格取得届書及びその他の必要書類（年金加入期間報告書等）に加え、(1)の様式を当共済組合資格担当まで提出してください。

2 被扶養者の認定申告時の手続について

- (1) 別添「被扶養者個人番号報告書」に被扶養者の個人番号その他必要事項を組合員に記入させてください。（被扶養者の個人番号は、組合員が本人確認（身元確認及び番号確認）をすることになります。）
- (2) 被扶養者認定申告書及びその他の必要書類（教職員のための共済のしおり 2015-2016 の P22 参照）に加え、(1)の様式を当共済組合資格担当まで提出してください。

(注) 出生に伴う被扶養者認定のときは、個人番号を取得するまでに期間を要するため、(1)の様式は後日提出してください。この場合、当共済組合は個人番号を報告いただく前に被扶養者証を交付いたしますが、個人番号は取得でき次第、(1)の様式により当共済組合資格担当まで報告してください。

3 その他

- ・ 本通知の取り扱いについては、平成 29 年 1 月 1 日以降、組合員資格を取得する者に係る組合員資格取得届書又は所属所に提出のあった被扶養者申告書から適用します。  
なお、これまでに資格取得した現組合員及び被扶養者認定された現被扶養者の個人番号は、当共済組合が事業主（大阪府等）又は地方公共団体情報システム機構から取得いたしますが、この方法で取得できない方につきましては、個別に提出依頼いたします。
- ・ 個人番号を含む届書及び申告書の提出については、「特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）個人情報保護委員会」により、取扱いにご留意願います。また、所属所内の当該個人番号についても、安全管理にご配慮いただきますようお願いいたします。

[参考]特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の

（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）

～抜粋～

## 2 講ずべき安全管理措置の内容

### E 物理的安全管理措置

#### c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じる。

〈問い合わせ先〉

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目

公立学校共済組合大阪支部 資格担当

TEL06-6941-3164（直通）

06-6941-0351（内線3487）